

第 12 条 本規程第 2 章及び第 3 章に定める金額は、消費税を含まない額とする。

(改廃)

第 13 条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 本規程は 2021 年 11 月 27 日より施行する。

附則 (2022 年 3 月 16 日改正)

附則 (2022 年 6 月 28 日改正)

附則 (2022 年 3 月 28 日改正)

本規程は 2022 年 3 月 28 日より施行する。